

令和4年第2回四万十町議会臨時会

議案説明資料

令和4年5月11日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度四万十町一般会計補正予算（第 1 0 号））	1
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）	7
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	12
同意第 1 号	副町長の選任について	16
同意第 2 号	教育委員会委員の任命について	17
同意第 3 号	教育委員会委員の任命について	
同意第 4 号	固定資産評価員の選任について	20
同意第 5 号	監査委員の選任について	21
議案第44号	四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	22

■承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度四万十町一般会計補正予算(第10号))

【要旨】

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日付けで専決処分に付した令和3年度四万十町一般会計補正予算第10号について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

先の議会3月定例会で審議された令和3年度一般会計補正予算第9号の決定後において、県営事業による急傾斜地崩壊対策工事(町負担金)について、年度内の完了が見込めないことが判明したほか、ケーブルネットワークシステムの光回線終端装置再構築事業について機器構成の変更を行う必要が生じたこと等により繰越明許費を追加及び変更したものです。

また、今回が最終の補正予算となることから事業の精査を行い、歳出ではふるさと納税関連経費、新型コロナウイルス感染症対応関連経費及び四万十町ネット販売推進協議会補助金を減額し、歳入ではケーブルネットワークシステム再構築事業の見直しにより、施設等整備基金繰入金を増額する一方、同事業において指定管理を行っている四万十公社が負担する予定であった機器の保守費用対応分の収入を減額するなど、歳入歳出それぞれ51,000千円を減額補正したものです。

【補正内容】

令和3年度四万十町一般会計補正予算(第10号)第1表歳入歳出予算補正及び第2表繰越明許費に記載のとおり

【新型コロナウイルス対応関連事業一覧並びに基金の状況】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法(抜粋)

(専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

新型コロナウイルス対応関連事業一覧

単位：千円

事業区分	事業名	事業費					
		補正前		補正額		補正後	
			うち臨時交付金充当額		うち臨時交付金充当額		うち臨時交付金充当額
Ⅰ	感染拡大防止策と医療提供体制の整備	204,476	58,955	0	3,836	204,476	62,791
	議会感染症対策事業	38	0			38	0
	庁舎等新型コロナウイルス感染症対策備品購入事業	2,705	0	0	1,985	2,705	1,985
	大正地域振興局庁舎網戸設置事業	715	0			715	0
	新型コロナウイルス感染症対応土佐くろしお鉄道運行支援事業	2,677	2,677			2,677	2,677
	滞在型市民農園空調設備整備事業	3,960	0			3,960	0
	保育環境改善等事業	550	275			550	275
	新型コロナワクチン接種体制確保事業	131,477	0			131,477	0
	商工業者感染症対策物品購入費補助事業	22,000	20,149	0	1,851	22,000	22,000
	抗原検査キット購入事業	1,155	1,155			1,155	1,155
	学校保健特別対策事業	9,000	4,500			9,000	4,500
	学校施設感染症対策整備事業	18,322	18,322			18,322	18,322
	放課後子ども教室感染症対策事業	1,254	1,254			1,254	1,254
	感染症対策事業（大正診療所）	4,209	4,209			4,209	4,209
	感染症対策事業（特別養護老人ホーム窪川荘）	3,031	3,031			3,031	3,031
	感染症対策事業（特別養護老人ホーム四万十荘）	3,383	3,383			3,383	3,383
Ⅱ	雇用の維持と事業の継続	171,000	169,430	▲ 15,000	▲ 13,430	156,000	156,000
	経営力回復支援事業	90,000	90,000	▲ 10,000	▲ 10,000	80,000	80,000
	起業支援助成事業	10,000	10,000			10,000	10,000
	雇用労働継続支援助成事業	70,000	68,430	▲ 5,000	▲ 3,430	65,000	65,000
	修学旅行中止等に伴う保護者負担支援事業	1,000	1,000			1,000	1,000
Ⅲ	経済活動の回復	627,293	9,870	▲ 5,838	0	621,455	9,870
	住民税非課税世帯等臨時特別支援事業	391,000	0			391,000	0
	子育て世帯臨時特別支援事業	203,300	0			203,300	0
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業	10,036	0			10,036	0
	ネット利活用特産品情報発信・販売事業	10,932	0	▲ 5,838	0	5,094	0
	観光施設改修事業	12,025	9,870			12,025	9,870
Ⅳ	強靱な経済構造の構築	8,004	0	0	5,724	8,004	5,724
	テレワーク構築事業	4,602	0	0	4,351	4,602	4,351
	公金キャッシュレス決済構築事業	1,492	0	0	1,373	1,492	1,373
	滞在型市民農園インターネット設備整備事業	1,910	0			1,910	0
Ⅴ	新たな日常への取組	132,002	24,106	0	0	132,002	24,106
	マタニティママ支援事業	414	414			414	414
	コワーキングスペース整備事業	107,896	0			107,896	0
	ICT教育推進事業	23,692	23,692			23,692	23,692
計		1,142,775	262,361	▲ 20,838	▲ 3,870	1,121,937	258,491

【参 考】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付見込額

令和3年度予算計上可能額（※）	262,361
限度額 - 予算計上額	3,870

（※）当初限度額 2億1,414万7千円 + 追加交付分 4,821万4千円

各種基金の状況（全会計）

単位：千円

会計区分	基金名		令和2年度 末残高 A	令和3年度				令和3年度 末残高見込 G (A+F)	
				積立額		取崩額 D	歳計剰余 金処分 E		計 (年度中増減) F (B+C-D+E)
				利子積立 B	予算積立 C				
一般会計	積立基金	財政調整基金	4,216,131	6,572			198,000	204,572	4,420,703
		減債基金	1,077,295	911	96,681	19,500		78,092	1,155,387
		その他特定目的基金	6,705,093	4,067	(▲ 20,000) 1,922,880	(160) 1,504,005		(▲ 20,160) 422,942	(▲ 20,160) 7,128,035
		施設等整備基金	1,513,703	1,294		(6,500) 67,800		(▲ 6,500) 56,021	(▲ 6,500) 1,569,724
		ふるさと創生基金	134,300	135				135	134,435
		地域振興基金	24,976	25				25	25,001
		地域福祉基金	277,599	223				223	277,822
		中山間ふるさと水と土保全基金	22,844	23				23	22,867
		農業集落排水事業振興基金	6,828	6				6	6,834
		新しい町づくり基金	30,072	25		8,500		▲ 8,475	21,597
		合併特例債まちづくり基金	1,618,500						1,618,500
		ふるさと支援基金	2,332,745	1,845	(▲ 20,000) 1,395,309	(▲ 6,340) 1,099,205		(▲ 13,660) 297,949	(▲ 13,660) 2,630,694
		園芸作物価格安定基金	85,000						85,000
		過疎地域持続的発展特別事業基金	307,279	269	192,000	75,900		116,369	423,648
		防災まちづくり基金	208,828	180	55,000	20,100		35,080	243,908
		学校施設等整備基金	11,361	10	500			510	11,871
		森林環境整備基金	131,058	32	127,544	231,300		▲ 103,724	27,334
		奨学金返還支援基金	0		30,000	1,200		28,800	28,800
		積立基金計	11,998,519	11,550	(▲ 20,000) 2,019,561	(160) 1,523,505	198,000	(▲ 20,160) 705,606	(▲ 20,160) 12,704,125
	定額運用基金	土地開発基金	213,687	173				173	213,860
		奨学資金貸付基金	121,612	49				49	121,661
		県証紙基金	693						693
		定額運用基金計	335,992	222				222	336,214
		一般会計合計	12,334,511	11,772	(▲ 20,000) 2,019,561	(160) 1,523,505	198,000	(▲ 20,160) 705,828	(▲ 20,160) 13,040,339
特別会計	国保	国保財政調整基金	207,316	217		67,000		▲ 66,783	140,533
		国保高額医療費貸付基金	10,578	9				9	10,587
	診療所	大正診療所財政調整基金	0						0
		十和診療所財政調整基金	0						0
	介護	介護財政調整基金	179,448	168			50,000	50,168	229,616
	特別養護	特別養護老人ホーム窪川荘基金	110,158	76		50,834	7,000	▲ 43,758	66,400
		特別養護老人ホーム四万十荘基金	0						0
	特別会計合計	507,500	470		117,834	57,000	▲ 60,364	447,136	
基金総合計		12,842,011	12,242	(▲ 20,000) 2,019,561	(160) 1,641,339	255,000	(▲ 20,160) 645,464	(▲ 20,160) 13,487,475	

注) 上段()書きは今回補正額

注) 過疎地域持続的発展特別事業基金は過疎地域自立促進特別事業基金から名称変更

基金名	款	項	目	事業名	事業内容	基金充当額		
						補正前	補正額	補正後
施設等整備基金	2	1	5	ケーブルシステム機器整備事業	光回線終端装置再構築委託 インターネットシステム再構築委託	45,100	6,500	51,600
	2	1	6	家地川地域活性化拠点施設管理運営事業	Wi-Fi環境整備委託	1,500		1,500
	2	1	10	文化的施設整備事業	実施設計委託、用地購入、移転補償	5,500		5,500
	10	3	1	窪川中学校防火扉改修事業	防火扉改修工事	9,200		9,200
	計					61,300	6,500	67,800
新しい町づくり基金	2	1	10	文化的施設整備事業	文化的施設整備総合アドバイザー委託	8,500		8,500
	計					8,500		8,500
ふるさと支援基金	(1)	ふるさとの豊かな地域資源を活用した地場産業の振興に関する事業			別頁「ふるさと支援基金」充当先一覧参照	169,561	▲ 2,919	166,642
	(2)	ふるさとでいつまでも健やかに暮らせる高齢者支援に関する事業			〃	198,940		198,940
	(3)	ふるさとの未来を担う子ども支援に関する事業			〃	317,315		317,315
	(4)	ふるさと四万十川の保全、観光及び交流の振興に関する事業			〃	144,012		144,012
	(5)	ふるさとを守り元気にする人づくりと地域づくりに関する事業			〃	200,226		200,226
	(6)	その他目的達成のために町長が必要と認める事業			〃	75,491	▲ 3,421	72,070
	計					1,105,545	▲ 6,340	1,099,205
過疎地域持続的発展特別事業基金	3	1	1	あったかふれあいセンター事業	事業委託	30,300		30,300
	3	1	2	在宅介護手当	在宅介護手当	20,500		20,500
	4	1	1	24時間電話健康相談事業	業務委託等	3,100		3,100
	6	1	3	新規就農者定着促進事業	担い手支援事業補助金、壮年就農給付金、農業後継者支援給付金	7,500		7,500
	6	2	2	特用林産生産体制支援事業	特用林産生産基盤支援事業補助金 (椎茸栽培用原木、木炭生産用原木、栗苗木)	5,200		5,200
	10	5	1	四万十川桜マラソン事業	実行委員会補助	9,300		9,300
	計					75,900	0	75,900
防災まちづくり基金	4	1	7	斎場施設改修事業	屋外貯蔵所整備工事	300		300
	9	1	5	土砂災害検知業務委託事業	業務委託	400		400
				自主防災育成事業	自主防災組織活動支援事業補助金、自主防災組織連絡協議会活動補助金	9,200		9,200
				防災施設整備事業	河川監視カメラ整備	7,700		7,700
					地域避難施設等整備事業費補助金	2,500		2,500
	計					20,100	0	20,100
森林環境整備基金	6	2	2	四万十川流域森林環境整備事業	四万十川流域森林環境整備事業補助金	68,500		68,500
				木材加工流通施設整備事業	木材加工流通施設整備事業補助金	136,100		136,100
				自伐林家等育成支援事業	自伐林業者等育成研修委託料、自伐林家等支援事業補助金	5,800		5,800
				林業事業体担い手育成支援事業	林業事業体担い手育成支援補助金	10,000		10,000
				木材流通販売促進支援事業	木材流通販売促進支援事業補助金	3,500		3,500
				森林経営管理事業	事業委託等	6,200		6,200
	10	1	2	学校運営等支援事業	学校林等整備工事	1,200		1,200
	計					231,300	0	231,300
奨学金返還支援基金	2	1	7	奨学金返還支援事業	奨学金等返還支援事業補助金	1,200		1,200
	計					1,200	0	1,200
特定目的基金 計						1,503,845	160	1,504,005

事業区分	事業名	基金充当額		
		補正前	補正額	補正後
(1)	ふるさとの豊かな地域資源を活用した地場産業の振興	169,561	▲ 2,919	166,642
	新規就農者確保推進事業	20,500		20,500
	地域資源振興プロジェクト事業	1,649		1,649
	就農支援事業	924		924
	環境保全型農業推進事業	111		111
	四万十パークブランド化推進事業	569		569
	御成婚の森管理育成事業	761		761
	鳥獣被害対策事業	26,472		26,472
	シカ個体数調整事業	180		180
	森林・山村多面的機能発揮対策支援事業	679		679
	町有林管理整備事業	58,691		58,691
	コールセンター等立地促進事業	5,000		5,000
	商工会運営育成指導事業	6,640		6,640
	商工業振興事業	11,000		11,000
	商店街等振興計画推進事業	4,449		4,449
	商店街施設地震対策推進事業	8,296		8,296
	地産外商推進事業	8,174		8,174
	ネット利活用特産品情報発信・販売事業	5,466	▲ 2,919	2,547
	農業環境整備事業	10,000		10,000
(2)	ふるさとでいつまでも健やかに暮らせる高齢者支援	198,940	0	198,940
	コミュニティバス運行委託事業	7,135		7,135
	高齢者等外出支援事業（福祉タクシー・バス）	13,821		13,821
	配食サービス事業	13,845		13,845
	中山間地域介護サービス確保対策事業	4,750		4,750
	国保診療所運営事業（特別会計繰出金）	149,389		149,389
	生活環境整備事業	10,000		10,000
(3)	ふるさとの未来を担う子ども支援	317,315	0	317,315
	特別支援学校通学支援事業	3,345		3,345
	放課後児童健全育成事業	4,480		4,480
	多子世帯保育料軽減事業（第3子以降無料・第2子半額）	6,794		6,794
	認定こども園管理運営事業	29,325		29,325
	安心子育て支援事業（出産祝金）	9,000		9,000
	乳幼児・児童医療費助成事業	38,075		38,075
	母子保健事業 （妊婦健診通院費・不妊治療費助成、新生児聴覚検査等）	6,352		6,352
	乳幼児健診事業	2,393		2,393
	スクールバス購入事業	1,768		1,768
	I C T教育推進事業	68,979		68,979
	教育研究所運営事業	10,022		10,022
	教育支援センター運営事業	8,823		8,823
	学校管理事業〔小学校〕	80,599		80,599
	学校活動等補助金交付事業〔小学校〕	476		476
	学校管理事業〔中学校〕	25,917		25,917
	学校活動等補助金交付事業〔中学校〕	6,510		6,510
	放課後子どもプラン推進事業	14,457		14,457

事業区分	事業名	基金充当額		
		補正前	補正額	補正後
(4)	ふるさと四万十川の保全、観光及び交流の振興	144,012	0	144,012
	四万十川対策事業	13,350		13,350
	四万十川景観整備事業	748		748
	四万十川総合保全機構負担金	1,726		1,726
	四万十川漁業振興協議会負担金	75		75
	四万十川再生事業	18,825		18,825
	合併浄化槽設置整備事業	9,879		9,879
	四万十川方式浄化システム管理事業	16,288		16,288
	四万十川環境保全対策事業	6,102		6,102
	水産業振興補助事業	5,866		5,866
	ホビー館関連推進事業	5,283		5,283
	観光施設管理事業	22,656		22,656
	イベント事業	6,969		6,969
	観光振興事業	36,245		36,245
(5)	ふるさとを守り元気にする人づくりと地域づくり	200,226	0	200,226
	広報活動事業	2,322		2,322
	奨学金返済支援事業	30,000		30,000
	公共施設W i - F i （無線通信）環境整備事業	2,470		2,470
	食品ロス削減啓発事業	944		944
	地区活動支援事業	21,175		21,175
	集会施設整備事業	670		670
	移住定住促進事業	56,405		56,405
	婚活推進事業	750		750
	人材育成推進事業	72,106		72,106
	住宅リフォーム支援事業	10,000		10,000
	文化財保護事業	3,384		3,384
(6)	その他目的達成のために町長が必要と認める事業	75,491	▲ 3,421	72,070
	道路安全対策事業	9,000		9,000
	道路維持補修事業	61,000		61,000
	農業経営収入保険加入促進事業	2,070		2,070
	新型コロナウイルス感染症緊急対策事業	3,421	▲ 3,421	0
ふるさと支援基金繰入金 計		1,105,545	▲ 6,340	1,099,205

繰入金内訳

継続（H27以前からの既存事業）分 … ①
7億3,126万円

新規（H28以降の新規拡充事業）分 … ②
3億6,795万円

R3年度予算計上 計 … ③＝①＋②
10億9,921万円

■承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）は令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な条例改正内容】

土地に係る固定資産税の負担調整措置

土地（主に宅地）の負担調整措置（固定資産税評価額が急激に増額した場合でも、税負担が急激に増えないように、税額計算の基となる課税標準額を徐々に増やす仕組み）については、令和3年度から令和5年度までの間、改正前の負担調整措置の仕組みが継続されますが、その上で令和4年度限りの措置として、商業地等（住宅用地以外の宅地で負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、当該額が評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額）とします。

〔税額の動き〕 商業地等について地価上昇により税額が増加する場合

現行【R3～R5の措置】 前年度課税標準額に当年度の評価額の 5% を加算

↓

改正【R4限りの措置】 前年度課税標準額に当年度の評価額の 2.5% を加算

【施行期日】

令和4年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

承認第2号に同じ

四万十町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（町内に主たる事業所を有する法人又は団体に対するもの及び町内に主たる目的である業務を行う事務所又は事業所を有する法人又は団体（町内に主たる事業所を有するものを除く。）に對するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合においては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(4) (略) (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人 法人 に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (6)～(10) (略) 2 (略) (法人の町民税の申告納付) 第48条 (略) 2～8 (略) 9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（町内に主たる事業所を有する法人又は団体に対するもの及び町内に主たる目的である業務を行う事務所又は事業所を有する法人又は団体（町内に主たる事業所を有するものを除く。）に對するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合においては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(4) (略) (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人 (所得税法施行令の一部を改正する政令 (平成20年政令第155号) 附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。) に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (6)～(10) (略) 2 (略) (法人の町民税の申告納付) 第48条 (略) 2～8 (略) 9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の

改正後	改正前
規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 （略） 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 （略） （固定資産課税台帳の閲覧の手数料） 第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳	規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 （略） 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 （略） （固定資産課税台帳の閲覧の手数料） 第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳
<u>し書の規定による措置を講じたものを含む。</u>）の閲覧の手数料は、手数料条例に定める額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 2 （略） 附 則 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 （略） 2～8 （略）	<u>の閲覧の手数料は、手数料条例に定める額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</u> 2 （略） 附 則 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 （略） 2～8 （略）

改正後	改正前
9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 10 (略) 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修専有部分</u>に規定する<u>特定熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 12・13 (略) (宅地等)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地	9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 10 (略) 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分</u>に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 12・13 (略) (宅地等)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地

改正後	改正前
等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2～5（略）	等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</u> 2～5（略）

■承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）は令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されるとともに、令和2年度から行っている新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者等に対する国民健康保険税の減免について、令和4年度においても継続されることが示されたことから四万十町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【改正の趣旨】

国民健康保険税に係る課税限度額を引き上げ、歳入の確保に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者等に対する国民健康保険税の減免を令和4年度において行うものです。

【主な条例改正の内容】 令和4年度分の国民健康保険税から適用

1. 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

(1) 改正後の課税限度額

	令和3年度	令和4年度(改正後)
基礎課税分（医療分）	<u>630,000</u> 円	<u>650,000</u> 円
後期高齢者支援金分	<u>190,000</u> 円	<u>200,000</u> 円
介護保険分	170,000 円	170,000 円
合 計	<u>990,000</u> 円	<u>1,020,000</u> 円

〔参考〕改正後の国民健康保険税の税率・税額表

区分	所得割	均等割額	平等割額	課税限度額
医療分	7.9%	16,000 円	19,800 円	<u>650,000 円</u>
後期高齢者支援分	3.4%	6,400 円	7,000 円	<u>200,000 円</u>
介護分(40～64 歳)	2.7%	8,000 円	5,000 円	<u>170,000 円</u>

(2) 改正による被保険者への影響

(例) 1人世帯で課税限度額となる所得（40～64 歳の場合）

令和4年度においては1人世帯で所得約820万円以上の世帯が課税限度額102万円の対象となります。

※令和3年度／1人世帯で課税限度額99万円となった所得約790万円

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免

(1) 減免の対象となる世帯 ※令和3年度と同様

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次のアからウの全てに該当する世帯

ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。

イ 前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

(2) 減免の対象となる保険税

令和4年度分の保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

また減免対象となる被保険者に係る令和3年度相当分の保険税額であって、令和3年度末に資格を取得したことにより令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもの。

【施行期日】

令和4年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

承認第2号に同じ

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) (略) 附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) (略) 附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定

改正後	改正前
する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、<u>同項中</u>「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免） 18 町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規程で定めるところにより、<u>令和4年度分（令和3年度末に資格を取得したことによる令和3年度相当分を含む。）の国民健康保険税（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）を減免することができる。</u> (1)～(2) (略)	する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、<u>同条中</u>「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免） 18 町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規程で定めるところにより、<u>令和3年度分（令和2年度末に資格を取得したことによる令和2年度相当分を含む。）の国民健康保険税（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）を減免することができる。</u> (1)～(2) (略)

■同意第1号 副町長の選任について

【要旨】

四万十町副町長の任期が令和4年5月12日をもって満了することに伴い、引き続き「森 武士」氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものです。

なお、任期については、令和4年5月13日から令和8年5月12日までの4年間となります。

【選任しようとする者】

氏 名	森 武士 （もり たけし）
住 所	四万十町十和川口 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] （63 歳）
〔主な経歴〕 昭和 53 年 5 月 旧十和村採用 平成 22 年 7 月 政策監 平成 24 年 4 月 企画課長 平成 26 年 5 月 四万十町副町長	

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（副知事及び副市町村長の選任）

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

■同意第2・3号 教育委員会委員の任命について

【要旨】

教育委員会委員の岡 澄子氏が令和4年3月31日をもって辞職したため、その後任の委員に「谷口 和史」氏を任命することについて、また教育委員会委員（保護者枠）の佐々倉 愛氏の任期が令和4年5月12日をもって満了することに伴い、新たな委員として「野中 裕子」氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

なお、任期については、谷口氏が令和4年5月12日から令和7年5月11日（前任者の残任期間）までの3年間、野中氏が令和4年5月13日から令和8年5月12日までの4年間とします。

【任命しようとする者】

同意第2号

氏 名	谷口 和史 （たにぐち かずし）
住 所	四万十町大正 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] （71 歳）
職 業 、 政 党 等	無職、無所属
〔主な経歴〕	
昭和47年3月	東洋大学卒業
昭和50年4月	有限会社渡川建設入社
平成2年4月	大正町体育指導委員 大正スポーツクラブ会長
平成13年3月	有限会社渡川建設退職
平成13年5月	株式会社田邊建設入社
平成18年5月	四万十町社会教育委員（平成26年5月から委員長） 四万十町スポーツ推進委員 四万十町B＆G海洋センター運営委員 四万十町体育協会会長 大正・十和スポーツクラブ会長
平成28年4月	四万十川桜マラソン実行委員会委員長
令和2年11月	四万十町運動部活動改革推進委員会委員
令和4年3月	株式会社田邊建設退職

同意第3号

氏 名	野中 裕子 (のなか ゆうこ)
住 所	四万十町根々崎 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (37 歳)
職 業、政 党 等	農業、無所属
〔主な経歴〕 平成 15 年 3 月 高知県立山田高等学校卒業 平成 15 年 4 月 瀬戸内短期大学入学（倉敷紡績株式会社入社） 平成 18 年 3 月 瀬戸内短期大学卒業（倉敷紡績株式会社退職） 平成 18 年 8 月 高幡西部特別養護老人ホーム組合窪川荘（臨時職員） 平成 19 年 11 月 農業従事 令和 2 年 4 月 四万十町スポーツ推進委員 四万十町 B & G 海洋センター運営委員	

※ 野中氏は、法律第4条第5項の規定による保護者に該当する。

【令和4年3月31日現在の教育委員会委員】

氏名	年齢	性別	職業等	政党等	保護者	任期
坂本 維子	69	女	元保育士	無所属		R 元. 5. 12～R5. 5. 11
横山 順一	67	男	元教員	無所属		R2. 5. 13～R6. 5. 12
岡 澄子	66	女	元町職員	無所属		R3. 5. 12～R7. 5. 11 ※R4. 3. 31 辞職
佐々倉 愛	37	女	N P O職員	無所属	○	H30. 5. 13～R4. 5. 12

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

（1） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2） 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

■同意第4号 固定資産評価員の選任について

【要旨】

固定資産評価員吉岡範満氏の退職に伴い、その後任として本町税務課長の戸田太郎氏を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

【任命しようとする者】

氏 名	戸田 太郎 （とだ たろう）
住 所	四万十町香月が丘 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (51 歳)
〔主な経歴〕	
平成2年4月	窪川町職員採用
令和4年4月	四万十町税務課長

地方税法（抜粋）

（固定資産評価員の設置）	
第404条	市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。
2	固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。
3・4	（略）
（固定資産評価員の兼職禁止等）	
第406条	固定資産評価員は、次に掲げる職を兼ねることができない。
(1)	国会議員及び地方団体の議会の議員
(2)	農業委員会の委員
(3)	固定資産評価審査委員会の委員
2	固定資産評価員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。
（固定資産評価員の欠格事項）	
第407条	次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。
(1)	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
(2)	固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
(3)	前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられた者であつてその執行を終わつてから、又は執行を受けることがなくなつてから、2年を経過しない者
(4)	国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）抜粋

（固定資産評価員の設置）	
第76条	町長の指示を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、町長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員1人を置く。
2	固定資産評価員は、非常勤無給の職とする。

■同意第5号 監査委員の選任について

【要旨】

監査委員1人の任期が令和4年5月12日をもって満了することに伴い、引き続き「田邊 幹男」氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

なお、任期については、令和4年5月13日から令和8年5月12日までの4年間となります。

【選任しようとする者】

氏 名	田邊 幹男 (たなべ みきお)
住 所	四万十町西ノ川 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (72 歳)
〔主な経歴〕 昭和52年11月 高幡西部清掃組合採用 平成8年3月 〃 退職 平成8年6月 旧大正町議会議員 平成12年6月 〃 副議長 平成18年3月 四万十町議会議員 平成23年2月 任期満了 平成30年5月 監査委員	

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（選任及び兼職禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

■議案第44号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和3年8月10日付けの人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告において、国家公務員に支給される期末手当の年間支給月数を0.15月分引き下げる勧告がなされました。例年であれば、政府はこの勧告を受けて一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を11月に国会に提出し、期末手当の支給基準日である12月1日より前に改正施行していましたが、しかし、令和3年度の給与法の改正は臨時国会が開かれる12月以降となり、本来12月に行われる予定であった期末手当の引下げについては、令和4年6月の期末手当で調整することとなりました。

このため、本町においても国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律改正に準じて、所要の条例改正を行うものです。

【改正内容】

1. 期末手当の支給率を100分の120（現行：100分の127.5）に、再任用職員の支給率を100分の67.5（現行：100分の72.5）に改定します。
2. 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の四万十町一般職の職員の給与に関する条例に基づき算定した期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とします。
 - (1) 再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15
 - (2) 再任用職員 72.5分の10

〔施行期日は、公布の日〕

【新旧対照表】

改正後	改正前
(期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4～7 (略)	(期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～7 (略)

